別　紙

活用状況エクセルファイルのご回答に当たってのお願い

１　ご回答いただく際の参考として、消費者庁があらかじめＣ～Ｋ欄に「2019年度における「社会への扉」必要部数」（照会）の回答等を転記しています。学校の新設統廃合など変更があった場合は、行の削除・追加をお願いします（削除する場合は、取り消し線による削除履歴を残す必要はありません）。なお、セルの統合はしないようにお願いします。

２　「大阪府消費者教育推進モデル校」及び大阪府消費生活センター事業「外部講師派遣」の活用校は、あらかじめ記入していますので内容のご確認をお願いします。

３　ご回答いただく箇所はＬ欄からＡＨ欄です。（ただし教育庁教育振興室または私学課はＡＩ欄のご回答をお願いします。）

４　エクセル表でプルダウンリストを設定している欄は、Ｌ、Ｍ、Ｎ、Ｏ、Ｐ、

ＡＩ欄です。リストから選択をお願いします。

５・「授業で活用した消費者教育教材」の『社会への扉以外の消費者教材』（Ｍ欄）とは、各自治体や団体等が作成している教材のことです。プルダウンリストから「〇」選択した場合は、「社会への扉以外を使用した場合の当該教材名」（Ｎ欄）で教材を選択してください。「F:その他団体等が作成した教材」を選択した場合は、「備考」（ＡＨ欄）に教材名を記入してください。

教育庁教育振興室または私学課は、「その他団体等が作成した教材」が選択された場合、消費者教育教材に該当するかどうか判断いただき、ＡＩ欄のプルダウンリストから「〇」または「×」の選択をお願いします。

＜参考：プルダウンリスト（Ｍ欄）＞

|  |  |
| --- | --- |
| A：めざそう！消費者市民 | 大阪府消費生活センター作成 |
| B：リーフレット「2022年4月から18歳で契約ができるように  なります」 | 大阪府消費生活センター作成 |
| C：リーフレット「甘い誘いにご用心！」 | 大阪府消費生活センター作成 |
| D：マンガ・悪質商法 | 大阪司法書士会作成 |
| E：君とみらいとライフプラン | 生命保険文化センター作成 |
| F：その他団体等が作成した教材 |  |

・「授業で活用したその他消費者教育教材」の『その他　担当（講師）が作成した教材』（Ｐ欄）とは、エクセル表に記載した教材以外のもので、教諭作成のワークシートなどのことです。その場合、「その他　担当（講師）が作成した教材」（Ｐ欄）の「〇」を選択し、「その他の具体的内容」（Ｑ欄）に「クーリング・オフ制度のワークシート」など具体的に記入してください。

教育庁教育振興室または私学課は、「その他　担当（講師）が作成した教材」（Ｐ欄）が選択された場合、消費者教育教材に該当するかどうか判断いただき、ＡＩ欄のプルダウンリストから「〇」または「×」の選択をお願いします。

６　複数の教材を併用して活用した場合は、該当するもの全てを選択「〇」してください。

７　「教科書資料集」（Ｏ欄）を選択した場合、具体的な教科書名・資料集名を記載する必要はありません。「教科書資料集」（Ｏ欄）を選択「〇」してください。

　※これまでは、教科書資料集のみを活用した授業は、消費者教育教材活用校としカウントされていません

８　Ｒ～ＡＧ欄の「授業実施日」は授業を行った教科等及び学年の欄に「〇月〇日」と授業実施日を記入してください。日付を特定できない場合は、「〇月頃」などで構いませんので必ず記入してください。複数のクラスで授業を行った場合は、最後に授業を実施した日を記入してください。

９　記入方法についての問合せ先

|  |
| --- |
| 大阪府消費生活センター　　担当　五味  〒559-0034  大阪市住之江区南港北２－１－１０　ＡＴＣ　ＩＭＴ棟３階  電　話　０６－６６１２－７５００  ＦＡＸ　０６－６６１２－００９０  E-Mail [GomiKe@mbox.pref.osaka.lg.jp](../../教職員、生徒・児童向け講師派遣事業等（高校生による消費者教育含む）/周知依頼（講師派遣等）/H30（周知依頼等）/①講師派遣事業/GomiKe@mbox.pref.osaka.lg.jp) |